

緑地維持管理業務特記仕様書

1 業務概要

本業務は、大阪市立科学館敷地（別紙の平面図参照）植樹された、高木 34 本、低木 201 m²等について、本仕様書に基づき緑地維持管理業務を行うとともに、それに伴う書類の作成及び手続き等一切の業務を行うものとする。

2 業務内容

(1) 樹木管理

ア 高木（34 本） ケヤキ 8 本、イチョウ 4 本、サクラ 15 本、クスノキ 7 本

(ア) 剪定・整枝 年 2 回実施

(イ) 施肥 1kg/本 年 1 回実施

(ウ) 殺虫剤散布（低毒性のもの） 年 2 回実施

(エ) 殺菌剤散布 年 2 回実施

イ 低木（201 m²） ツツジ、クチナシ 等

(ア) 刈り込み 年 2 回実施

(イ) 除草（低木帯） 年 4 回実施

(ウ) 施肥 0.15kg/本 年 1 回実施

(エ) 殺虫剤散布（低毒性のもの） 年 2 回実施

(2) 芝生帯部（210 m²）

ア 除草（人力・抜取） 年 2 回実施

4 その他

(1) 作業日は、大阪市立科学館休館日のメンテナンス可能日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までを原則とする。

ただし、発注者と十分協議のうえ、施設の運営に支障のないものについては、その限りではない。

(2) 作業にあたっては、十分な安全対策を講じること。また、薬剤散布については、散布の前後 7 日間、必要事項を記載し目の付く場所に掲示すること。

(3) 薬剤は状況に応じて適切なものを選定し、発注者と協議の上決定すること。

(4) 報告書の作成については、薬剤名称、実際の使用量を樹木ごとに明記し、作業前、作業中、作業後の写真を添付すること。